

## 関島社会保険労務士事務所便り

2012年  
11月号

社会保険労務士・行政書士  
関島 康郎

〒125-0041  
東京都葛飾区東金町2-7-12  
電話：03-3609-7668  
FAX：03-3609-5010  
HP：<http://www.srseki.info>



## 会社には従業員の安全配慮義務

システムエンジニアの過労死認定 会社に賠償命令

システムエンジニアだった福岡市の女性が2007年4月に31歳で死亡したのは過労が原因だとして、大分市に住む両親が、勤務先だったシステム開発会社に約8千200万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、福岡地裁は10月11日、過労死と認め、同社に約6千820万円を支払うよう命じました。

賠償を命じられたのは、東京都新宿区のアドバンストラフィックシステムズ。

判決理由で府内覚裁判官は、女性の07年2月の時間外労働時間が127時間を超え、進行が遅れていたプロジェクトを納期に完成させようとしたため精神的緊張があったとして、死亡と業務との因果関係を認定しました。

死亡1カ月前に自殺を図った女性が職場復帰した後も、会社側が健康状態を確認していないことなどを挙げ、注意義務違反があったと認めました。

判決によると、女性は合併前の会社に1998年入社し、福岡事業所で勤務。06年からJR九州のシステム改修のプロジェクトに携わり、07年2月には午前9時から翌日の午前5時まで働くこともあり、

07年4月、出張先の東京都内のホテルで、致死性不整脈のため死亡しました。

**使用者は、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする」義務を負っています（労働契約法第5条＝安全配慮義務）。**

したがって、上司や会社が労働者の長時間労働や健康状態の悪化を認識しながら、その負担軽減措置等を取らなかった場合には、過失があるものとして使用者の損害賠償責任が肯定されることがありますので注意が必要です。

この安全配慮義務が大きく問題となったのは、電通事件の最高裁判決（H12.3.24）があった以降です。大手広告代理店である電通に入社した新入社員が長時間労働を恒常的に行っていて、うつ病になり、入社1年5か月後に自殺。両親が息子の自殺は長時間労働を強いられた結果であると会社に損害賠償請求を行い、最高裁まで争われました。差戻審で会社が1億6,800万円を支払うという内容で和解が成立しています。

# 厚生年金は徐々に65歳支給に

厚生年金の支給開始年齢は、下表のように定額部分の年金も、報酬比例部分の年金も徐々に「65歳支給」になります。65歳になると、定額部分の年金は老齢基礎年金に、報酬比例部分の年金は老齢厚生年金になります。

男性では昭和36年4月2日以降生まれの人、女性は5年遅れで昭和41年4月2日以降生まれの人の年金支給開始年齢は65歳です。なお、配偶者加算の支給開始は定額部分の支給開始と同じです。

|                           | 60歳    | 61歳    | 62歳    | 63歳     | 64歳  | 65歳    |
|---------------------------|--------|--------|--------|---------|------|--------|
| 男子昭 22. 4. 2~24. 4. 1 生まれ | 報酬比例部分 |        |        |         |      | 老齢厚生年金 |
| 女子昭 27. 4. 2~29. 4. 1 生まれ |        |        |        |         | 定額部分 | 老齢基礎年金 |
| 60歳                       |        |        |        |         |      |        |
| 男子昭 24. 4. 2~28. 4. 1 生まれ | 報酬比例部分 |        |        |         |      | 老齢厚生年金 |
| 女子昭 29. 4. 2~33. 4. 1 生まれ |        |        |        |         |      | 老齢基礎年金 |
| 61歳                       |        |        |        |         |      |        |
| 男子昭 28. 4. 2~30. 4. 1 生まれ |        | 報酬比例部分 |        |         |      | 老齢厚生年金 |
| 女子昭 33. 4. 2~35. 4. 1 生まれ |        |        |        |         |      | 老齢基礎年金 |
| 62歳                       |        |        |        |         |      |        |
| 男子昭 30. 4. 2~32. 4. 1 生まれ |        |        | 報酬比例部分 |         |      | 老齢厚生年金 |
| 女子昭 35. 4. 2~37. 4. 1 生まれ |        |        |        |         |      | 老齢基礎年金 |
| 63歳                       |        |        |        |         |      |        |
| 男子昭 32. 4. 2~34. 4. 1 生まれ |        |        |        | 報酬比例部分  |      | 老齢厚生年金 |
| 女子昭 37. 4. 2~39. 4. 1 生まれ |        |        |        |         |      | 老齢基礎年金 |
| 64歳                       |        |        |        |         |      |        |
| 男子昭 34. 4. 2~36. 4. 1 生まれ |        |        |        | 報酬比例部分→ |      | 老齢厚生年金 |
| 女子昭 39. 4. 2~41. 4. 1 生まれ |        |        |        |         |      | 老齢基礎年金 |
| 65歳                       |        |        |        |         |      |        |
| 男子昭 36. 4. 2 以降生まれ        |        |        |        |         |      | 老齢厚生年金 |
| 女子昭 41. 4. 2 以降生まれ        |        |        |        |         |      | 老齢基礎年金 |

## 定額部分が報酬比例部分開始以降65歳前に支給される人

### 1 厚生年金を44年以上かけた人の特例支給

厚生年金に44年以上加入した場合、報酬比例部分の年金に加えて、定額部分の年金や配偶者加算の年金が支給されます。

すでに報酬比例部分の受給権が発生している人が厚生年金加入期間44年以上

に該当し、退職した（厚生年金被保険者の資格を喪失して1月以上ある）ときにも支給されます。中学校や高校を卒業し、すぐに働き始めた人などが該当します。

### 2 障害厚生年金3級以上の障害の状態にある人の特例支給

障害厚生年金3級以上の障害の状態にある人は、報酬比例部分の年金の開始と同時に、又は障害の状態に該当したときに報酬比例部分に加えて定額部分の年金が支

給されます。この場合、必ずしも障害厚生年金の3級以上に該当していなくてもよく、障害の状態が3級以上相当と認定されれば支給されます。

# 年末調整 生命保険料等控除の改正

## 介護医療保険も控除対象

税制改正により平成 24 年分の年末調整事務に関して「保険料控除申告書」等の様式、記載内容に大きな改正がありました。

### 1 控除対象となる生命保険料等の範囲

生命保険料控除の対象となる生命保険料等の範囲が拡大され、新・旧生命保険料、介護医療保険料、新・旧個人年金保険料を支払った場合に適用されることとなりました。

#### (1) 旧生命保険料

平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した生命保険契約等に基づいて支払った一般の生命保険料です。

#### (2) 新生命保険料

平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した生命保険契約等に基づいて支払った一般の生命保険料です。

#### (3) 介護医療保険料

新たに控除対象となる介護医療保険料は、平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した次に掲げる保険契約等に基づいて支払った保険料や掛金です。

- ① 疾病または身体の障害その他これに類する事由に基因して保険金等が支払われる保険契約のうち、医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの
- ② 疾病または身体の障害その他これに類する事由に基因して保険金等が支払われる旧簡易生命保険契約または生命共済契約等のうち、医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの

#### (4) 旧個人年金保険料

平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した一般の生命保険契約等のうち、一定の要件を満たす年金の給付を目的とする一定の範囲の個人年金契約等に基づいて支払った保険料や掛金です。

#### (5) 新個人年金保険料

平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した一般の生命保険契約等のうち、一定の要件を満たす年金の給付を目的とする一定の範囲の個人年金契約等に基づいて支払った保険料や掛金です。

## 2 保険料控除額

### (1) 一般の生命保険料控除額

- ① 旧生命保険のみを支払った場合  
下表 A 表の額（控除限度額 50,000 円）
- ② 新保険料のみを支払った場合  
下表 B 表の額（控除限度額 40,000 円）
- ③ ①と②両方を支払った場合  
①および②で求めた金額の合計額  
（控除限度額 40,000 円）

### (2) 介護医療保険料を支払った場合

下表 B 表の額（控除限度額 40,000 円）

### (3) 個人年金保険料

- ① 旧個人年金保険料のみを支払った場合  
下表 A 表の額（控除限度額 50,000 円）
- ② 新個人年金保険料のみを支払った場合  
下表 B 表の額（控除限度額 40,000 円）
- ③ ①と②両方を支払った場合  
①および②で求めた金額の合計額  
（控除限度額 40,000 円）

A 表 旧生命保険料・旧個人年金保険料控除額

| 年間支払保険料              | 保険料控除額                            |
|----------------------|-----------------------------------|
| 25,000 円以下           | 支払った保険料の全額                        |
| 25,001 円から 50,000 円  | (支払った保険料の金額の合計額) × 1/2 + 12,500 円 |
| 50,001 円から 100,000 円 | (支払った保険料の金額の合計額) × 1/4 + 25,000 円 |
| 100,001 円以上          | 一律に 50,000 円                      |

B 表 新生命保険料・介護医療保険料・新個人年金保険料控除額

| 年間支払保険料             | 保険料控除額                            |
|---------------------|-----------------------------------|
| 20,000 円以下          | 支払った保険料の全額                        |
| 20,001 円から 40,000 円 | (支払った保険料の金額の合計額) × 1/2 + 10,000 円 |
| 40,001 円から 80,000 円 | (支払った保険料の金額の合計額) × 1/4 + 20,000 円 |
| 80,001 円以上          | 一律に 40,000 円                      |

**●能力給の割合を増やす企業が過半数**

経団連は、企業の人事・労務に関するアンケート調査で、「年功的な昇給割合を減らし、能力査定の上昇割合を増やす」と回答した企業が 58.0%に達し、過半数を占めたことを発表した。経団連では、「経営環境が厳しい中、企業は社員の貢献度を一層重視している」と分析している。(10月26日)

**●求職者支援 訓練者の7割以上が就職**

厚生労働省は、昨年10月にスタートした「求職者支援制度」の職業訓練を受講して今年3月末までに修了した人のうち、仕事の基本的な能力を習得するための「基礎コース」の訓練者で71.7%、特定の職種を目指す実務中心の「実践コース」の訓練者で73.0%の人が職(無期雇用・有期雇用)に就いたこと明らかにした。(10月24日)

**●分煙求めた社員の解雇は無効**

職場で分煙を求めたために解雇されたのは不当として、東京都内の男性が勤務先に解雇の無効と未払い賃金の支払いを求めている裁判で、東京地裁は原告側の主張を認める判決を言い渡していたことがわかった。判決は、会社に受動喫煙から労働者を守る安全配慮義務があることを認め、解雇を無効とし、未払いの賃金を支払うよう命じた。(10月17日)

**●黒字法人の割合が4年ぶりに上昇**

国税庁のまとめによると、2011年度内に決算期を迎え、今年7月末までに税務申告した法人のうち、黒字申告の割合が25.9%となったことがわかった。過去最低だった前年度を0.7ポイント上回り、4年ぶりに

上昇した。申告所得の総額も、3.1%(1兆1,047億円)増の37兆2,883億円となった。国税庁では「経済状況が好転した影響」としている。(10月17日)

**●受給資格者創業支援助成金の廃止**

厚生労働省は、雇用保険の受給資格者自らが創業し、創業後1年以内に雇用保険の適用事業の事業主となった場合に、当該事業主に対して創業に要した費用の一部(200万円を限度)について助成金が支給される制度について平成24年度をもって終了することを明らかにした。(10月16日)

**●建設業の社会保険加入促進で新制度導入**

国土交通省・厚生労働省は、建設業における従業員の社会保険加入を促進するため、今年11月に、建設業の許可・更新時や抜打ち検査実施時に、社会保険への加入状況を確認する制度を導入する方針を明らかにした。改善されない場合、営業停止などの処分の対象とする考え。(10月9日)

**●中小企業定年引上げ等奨励金の廃止**

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(厚生労働省所管)は、中小企業定年引上げ等奨励金について、平成25年3月31日をもって廃止することを明らかにした。この助成金は、平成25年3月31日までに、65歳以上への定年引上げ、定年制の廃止または希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度などの導入を行った中小企業事業主が対象となる。(10月5日)

